

第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発事業業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本年行われる参議院議員通常選挙について、テレビスポットをはじめとする各種広告媒体などを通じた啓発を行うとともに、特に若者や子育て世代が投票を行う動機付けとなるような啓発活動を展開し、投票率の向上等を図るもの。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発事業業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 7 年 8 月 29 日まで
- (3) 仕様書 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約上限額 8,030 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この契約上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしていること。

(単独企業)

- (1) 県内に活動拠点があり、富山県庁及び県内で行う打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- (2) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (3) 募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 提案書受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

(共同企業体)

- (1) 各構成員が(単独企業)(3)から(8)に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- (2) 共同企業体の代表者が、(単独企業)(1)及び(2)を満たしている者であること。
- (3) 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- (4) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- (5) 各構成員が、参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

- (6) 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

4. 参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」(様式1)を4月17日(木)17時までにE-mailまたはFAXにより10.問い合わせ先まで送付してください。

事情により参加を辞退する場合は、5月1日(木)17時までに辞退届(様式任意)をE-mailまたはFAXにて提出してください。

※FAXによる申込みの場合は、必ず電話で着信の確認をすること。

(2) 質問

4月17日(木)17時まで、E-mailまたはFAX等にて質問等を受け付けます。

様式は任意ですが、審査に影響する場合は申込者全員に回答内容をお送りします。

5. 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、次の書類を提出すること

(1) 提出書類

① 提案書(6部)

放送内容(シナリオなど)、ラフ原稿、図案など

② 経費見積書(1部)

※可能な範囲で仕様書「4. 啓発事業の実施内容等」(1)～(4)の費目ごとに費用を算出すること。

③ 委託業務実施体制(様式任意 ※提案書に含めてもよい)(6部)

④ 業務実績(様式任意 ※提案書に含めてもよい)(6部)

官公庁及び民間等の類似業務の受託実績を記載し、その概要が分かる資料を添付すること。

⑤ その他(1部)

必要に応じて、絵コンテ、出演者略歴(出演者がある場合)など必要に応じて添付してください。

- (2) 提出期限
令和7年5月2日(金)17時【必着】
- (3) 留意事項
提出していただく案については、1案までとします。

6. 企画提案書の審査方法

- (1) 審査方法
受託候補者は、書面審査により決定します。
- (2) 審査基準
別紙1 「企画提案書の評価基準」
- (3) 審査結果
後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。富山県のホームページで公表し、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知いたします。

7. 委託契約の締結について

採用者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとします。契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合があります。

8. その他

- ・プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者の負担とします。
- ・啓発期間は、第27回参議院議員通常選挙の公示日から投票日までの期間であり、公募開始時点で投票日が不明であることに留意し、実現可能な提案をしてください。

9. スケジュール

- ・質問書提出期限 4月17日(木)17時
- ・参加申込書提出期限 4月17日(木)17時
- ・企画提案書提出期限 5月2日(金)17時
- ・審査結果通知 5月中旬(予定)

10. 問い合わせ先

富山県選挙管理委員会(富山県ワンチームとやま推進室市町村支援課内)

担当：大野

TEL：076-444-3182

FAX：076-444-3488

E-mail：aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp